

清水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の改正概要

【改正概要】

1 地方税法施行令の一部改正による改正

地方税法施行令の一部を改正する政令が令和 8 年 3 月 31 日に公布され、国民健康保険税に設けられている賦課限度額及び軽減対象世帯の軽減判定所得の見直しについて改正されたことによる所要の規定整備を行う。

- (1) 基礎課税額の賦課限度額を 66 万円から 67 万円に引き上げる。
- (2) 子ども・子育て支援金分賦課額の賦課限度額を 3 万円とする。
- (3) 国民健康保険税の減額に係る 5 割軽減算定における被保険者の数に乘すべき金額を 30 万 5 千円から 31 万円に、2 割軽減算定における被保険者の数に乘すべき金額を 56 万円から 57 万円に引き上げる。

2 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律による改正

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律によって創設され子ども・子育て支援金を令和 8 年度から国民健康保険税とともに徴収することとなったため、所要の規定整備を行う。

子ども・子育て支援金分賦課額

所得割	均等割(1人)	18歳以上均等割	平等割(世帯)	賦課限度額
0.29%	900円	200円	1,000円	30,000円

3 改正対象の国民健康保険税条例の内容

No.	改正する町税条例等	改正の概要
1	第 2 条 【課税額】	子ども・子育て支援金分の賦課規定の追加及び賦課限度額の設定並びに基礎課税額の賦課限度額の改正
2	第 3 条 【国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額】	第 2 条の規定追加による省略規定の適用
3	第 5 条の 2 【国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額】	子ども・子育て支援金分に係る条文追加に伴う規定の追加
4	第 9 条の 3 【国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額】	子ども・子育て支援金分に係る所得割課税額の条文の新設

No.	改正する町税条例等	改正の概要
5	第9条の4 【国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額】	子ども・子育て支援金分に係る被保険者均等割課税額の条文の新設
6	第9条の5 【18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額】	子ども・子育て支援金分に係る18歳以上被保険者均等割課税額の条文の新設
7	第9条の6 【国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額】	子ども・子育て支援金分に係る世帯別平等割課税額の条文の新設
8	第15条 【国民健康保険税の減額】	基礎課税額及び子ども・子育て支援金分に係る賦課限度額の規定整備 国民健康保険税の軽減措置に係る軽減判定所得の見直し 子ども・子育て支援金分の低所得者に係る減額措置の規定の追加
9	附則第3項から第13項まで	子ども・子育て支援金分に係る本則部分の条文新設に伴う規定の追加

この条例の施行は、地方税法施行令の一部を改正する法律の施行日令和8年4月1日と同日の令和8年4月1日とし、改正後の国民健康保険税条例について影響がでないように経過措置の規定を設ける。